特定商取引法 訪問販売編2

問題

通信販売編では、平成28年の特定商取引法改正をふまえて、通信販売事業者がインターネットやメールにおいて商品等の広告や表示を行う際の義務や規制についての留意点を問題にしました。

平成28年の法改正では、

いわゆる定期購入契約に関しては、広告や申込み・確認画面上に、定期購入 契約である旨や金額や契約期間等の販売条件を表示すること

などの項目が新たに追加されています。

本問を通じて、法律の知識を確かめましょう。

問題では、様々な場面を想定していますが、自身の取扱う商品やサービスに 置き換えて考えてみてください。全部で10間です。

〔設問1〕 インターネット・オークション

インターネット・オークションで商品を出品する行為は特定商取引法上の通 信販売に該当するでしょうか。

- ① 該当する
- ② 該当しない
- ③ 該当する場合もある

〔設問2〕 通信販売についての広告(事業者情報)

通信販売の広告では、販売する事業者の氏名または名称、住所及び電話番号を表示することが求められています。次の表示例のうち適切なのはどれでしょうか。

- ① 事業者名として「登記した社名」を記載する。
- ② 住所を「〇〇県〇〇市〇〇区」と番地を省略して表示する。
- ③ 電話番号として「発信専用の番号」を表示する。

〔設問3〕 広告表示義務違反(定期購入契約)

いわゆる定期購入契約の広告表示をするときの考え方として法律上問題がないと考えられるのは、次の選択肢のうちどれでしょうか。

- ① 申込みの最終確認画面において、各回の商品代金の合計金額は表示しなければならないが、送料や手数料は表示しなくてもよい。
- ② 期限の定めがない定期購入契約の場合、申込みの最終確認画面において 契約期間は表示しなくてもよい。
- ③ 期間の定めがない定期購入契約の場合、申込みの最終確認画面における 金額表示は半年分や1年分などまとまった単位での購入価格を目安に表示することが望ましい。

[設問4] 通信販売についての広告(送料の表示)

通信販売の広告において「送料」が適切に表示されているのは、次の選択肢のうちどれでしょうか。

- ① 「送料実費」
- ② 「送料は〇〇円以上」
- ③ 「全国一律〇〇円」

〔設問5〕 オプトイン規制

通信販売を行う事業者が、新製品の販売促進のために消費者に電子メール広告を送ろうと考えています。次の選択肢のうち、法律上問題のない方法はどれでしょうか。

- ① 事前に承諾を得ていない者も含め、メールアドレスを知っている消費者 全員に電子メール広告を送付する。
- ② 注文確認の電子メールを送付する時に、広告を一緒に掲載して送付する。
- ③ 事前に承諾を得ていない消費者には未承諾広告※と記載して電子メール 広告を送付する。

[設問6] 容易に認識できるよう表示していないこと

インターネットを通じて通信販売を行う事業者が、消費者に電子メール広告を送ろうと考えています。電子メール広告に対する消費者の意思(承諾や配信停止など)を確認する方法として、法律上問題がないと考えられるのは、次の選択肢のうちどれでしょうか。

- ① 商品を購入するショッピングサイトの最終申込ボタン近くの目立つ場所 に赤字で、「電子メール広告を希望する」とのチェックボックスがあり、 消費者がそこにチェックをつけた上で、申込みをさせる。
- ② 商品を購入するショッピングサイトの画面の途中に、小さい文字で、申 込みをすると自動的に電子メール広告を希望することとなる旨を表示し、 申込みをさせる。
- ③ 消費者が電子メール広告の配信停止を行う際の手続きは、ホームページ に掲載するため、当該メール広告には詳しい案内を表示しない。

〔設問7〕 誇大広告

通信販売の広告で、誇大広告ではないと思われる表示は次のうちどれでしょ うか。

- ① ダイエットサプリメントの広告で、サプリメントの摂取に加えて食事制限と運動が必要であるにも関わらず、「飲むだけで 5 kg痩せる」と表示する。
- ② 家電の広告で、販売当初から価格を変えずに販売しているが、「今だけの特別価格:5,000円」と表示する。
- ③ 衣料品の広告で、実際の顧客対応のとおりに「商品到着から 30 日間は 理由を問わず無料で返品可能」と表示する。

〔設問8〕 承諾等の通知義務

消費者からの契約の申込みに対し、承諾等の通知をしなければならないと定められているのは次のうちのどの場合でしょうか。

① すべての場合

- ② 消費者から契約の申込みがあり、かつ商品の引き渡しやサービスを提供 するより前に代金を受け取った場合
- ③ 通信販売においては、商品の引き渡しやサービスの提供が契約の承諾の意味を持つため、別途承諾等の通知をする必要はない

〔設問9〕 顧客の意に反して契約させる

インターネットを通じて販売している商品○○のホームページを確認すると、法律に抵触している可能性の高い表示がありました。それは次のうちどれでしょうか。

- ア. 申込みの最終確認画面において全ての代金が「0円」と表示されているが、離れた場所に小さい文字で定期購入契約である旨が表示されている
- イ. 最終的な申込みにあたるボタン上に「送信」とのみ書かれており、画面上の他の部分でも申込みにあたる旨の表示がない
- ウ. 申込みの最終確認画面において入力内容を「変更」するボタンが表示されておらず、訂正する方法が分からない
 - ① ア
 - ② イ、ウ
 - ③ ア、イ、ウ

〔設問10〕 契約の解除等

通信販売における契約の解除について正しいのは、次のうちどれでしょうか。

- ① 事業者が独自に「返品不可」という特約を定めることが認められている。
- ② 法律上、消費者には申込みの撤回が認められているが、撤回可能期間の起算点は「契約日」である。
- ③ 消費者は訪問販売などと同様のクーリング・オフが認められており、その期間は一律8日間とされている。